

☆ 富士見市ひとり親 家庭の生活応援情報

☆ (令和7年度版) ☆



富士見市マスコットキャラクター
「ふわっぴー」

富士見市 子ども未来部 子育て支援課
☎ 049-252-7104

こちらはひとり親家庭等の方にご利用いただけそうな制度や事業、相談窓口の概要をまとめた冊子です。詳細については、各お問合せ先や二次元コードからの各ホームページ等でご確認をお願いします。

— 目 次 —



①	手当・助成など	1
②	就学援助・修学支援	3
③	就業・自立支援	5
④	生活・相談支援	7
⑤	子どものこと	10
⑥	その他	12

子育て応援カレンダー



	出産 0歳	1~6歳	~12歳	~15歳	~18歳	~20歳
	就学前		小学校	中学校	高等学校	大学等
手当	児童扶養手当(ひとり親等) P1					
	児童手当 P1					
	特別児童扶養手当 P1					
医療	ひとり親家庭等医療費助成 P1					
	こども医療費助成 P1					
利用・助成	保育所等保育施設 一時預かり等 P	放課後児童 クラブ P11			高等学校等 奨学金制度 P3	高等教育の 修学支援 新制度 P4
	病児・病後児保育 P10 ファミリー・サポート・センター等 P11				高等学校等教育資金利 子補給制度 P3	
	ひとり親家庭等子育て支援助成金 P5		就学援助制度 P3			
貸付	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付 P7					
自立支援	自立支援教育訓練給付金 P5					
	高等職業訓練促進給付金等 P5					
	高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金 P5					

*****手当・助成など*****

児童扶養手当



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 340）】

離婚や死別などによりひとり親となった家庭で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子（障がいのある方は20歳未満）を監護する母、父または養育者に対して支給されます。（申請者や同居等生計を同じくしている扶養義務者の所得制限あり）《支給月は年6回、奇数月》

児童手当



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 341）】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子を養育している場合に支給されます。《支給月は年6回、偶数月》

※養育者が公務員の場合は勤務先にお問い合わせください。

特別児童扶養手当



【問合せ先：障がい福祉課（TEL049-257-6114）】

身体又は精神に政令で定める程度の障がいのある20歳未満の児童を監護する父、もしくは母、または父母にかわってその児童を養育している方に支給されます（支給要件、所得制限あり）

※所定の診断書が必要になる場合があります。

ひとり親家庭等医療費助成



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 342）】

離婚や死別などによりひとり親となった家庭で、18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子（障がいのある方は20歳未満）を養育している家庭を対象に医療費を助成しています。（申請者や同居等生計を同じくしている扶養義務者の所得制限あり）

こども医療費助成



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 343）】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの子を対象に医療費を助成しています。

JR通勤定期乗車券割引制度



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 340）】

児童扶養手当を受けている（全部支給停止の方は除く）世帯の方がJRを利用する場合は、通勤定期乗車券が3割引で購入できます。（学割等との併用不可）

遺族基礎年金



【問合せ先：川越年金事務所（TEL049-242-2657）】

国民年金加入中の方または老齢基礎年金を受ける資格期間（原則として25年）を満了した方が死亡したとき、その方によって生計を維持されていた子のある配偶者又は子に、子が18歳に達する日以降の最初の3月31日まで（障害年金の障害等級1級・2級の状態にある方は20歳まで）支給されます。ただし、受給資格要件があります。

国民年金保険料免除制度



【問合せ先：保険年金課（TEL内 317）】

経済的な理由、その他特別な理由により国民年金保険料の納付が困難な場合は、申請し承認されると、保険料の全額または一部が免除されます。

埼玉県交通遺児援護金

【問合せ先：埼玉県防犯交通安全課（TEL048-830-2955）】

交通事故（陸海空全ての交通機関の運行により生じた事故）により保護者が死亡又は重い障がいを負った保護者に養育されている子どもに給付金を支給する制度です。（所得制限あり）

交通遺児等就職進学支度金



【問合せ先：福祉政策課（TEL内 333）】

交通事故による遺児等で、中学校または高等学校を卒業する生徒に対し、就職進学支度金が支給されます。

住民税・所得税の所得控除（寡婦・ひとり親控除）

【問合せ先：税務課（TEL内 352）】

川越税務署（TEL049-235-9411）

年間合計所得が一定額以下の場合などには、住民税・所得税に寡婦・ひとり親控除の適用があります。

*****就学援助・修学支援*****

就学援助制度



【問合せ先：学校教育課（TEL内 626）】

経済的な理由で教育の機会が失われないよう、小・中学校に就学している児童生徒の保護者の方に、学用品費・給食費・校外活動費などの教育に要する費用の一部を援助しています。

高等学校等教育資金利子補給制度



【問合せ先：教育政策課（TEL内 612）】

高等学校・大学等に修学するため、日本政策金融公庫から教育資金（入学資金、在学資金）の融資を受けた方に対し、返済利子の一部を助成しています。

埼玉県高等学校等奨学金制度



【問合せ先：埼玉県教育局財務課
（TEL048-711-7012 コールセンター）】

経済的理由により修学が困難な高校生を対象として、奨学金を貸与する制度です。

埼玉県国公立高等学校等奨学のための給付金制度



【問合せ先：埼玉県教育局財務課
（TEL048-711-7012 コールセンター）】

国公立高等学校等に通う生徒を持つ世帯の所得状況に応じて、授業料以外の教育に必要な経費への支援として、返済不要の給付金が支給されます。
※在籍する学校への申込みが必要です。

埼玉県私立学校等の父母負担軽減事業補助金



【問合せ先：埼玉県総務部学事課（TEL048-830-2725）】

国が授業料への補助を行う「高等学校等就学支援金」のほかに、県内の私立学校等に通学する生徒の経済的負担を軽減するため、授業料や施設費等納付金、入学金の軽減補助を行っています。

補助の対象となる方は、埼玉県が認可した私立小・中学校、高等学校、特別支援学校（高等部及び専攻科）及び一部の高等専修学校に通学する児童・生徒がいる世帯です。

※在籍する学校への申込みが必要です。

埼玉県私立高等学校等奨学のための給付金



【問合せ先：埼玉県総務部学事課（TEL048-830-2725）】

県内に在住で、就学支援金の対象となる私立高等学校等に通う生徒を持つ世帯の所得状況に応じて、授業料以外の教育に必要な経費への支援として、返済不要の奨学のための給付金が支給されます。

※埼玉県が認可した私立高等学校等は在籍する学校へ、県外の私立高等学校等は県総務部学事課への申込みが必要です。

日本学生支援機構奨学金制度



【問合せ先：奨学金相談センター
（TEL0570-666-301 ナビダイヤル）】

経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与または給付を行う制度です。

※在学する学校への申込みが必要です。

高等教育の修学支援新制度



世帯収入等一定の要件を満たした、大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校に通う学生が、給付型奨学金の支給、授業料等の免除または減額の支援を受けられます。

*****就業・自立支援*****

ひとり親家庭等子育て支援助成金



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 342）】

ひとり親家庭の母または父の自立支援施策として、病児・病後児保育、ファミリー・サポート・センター等を就労の理由により利用した際に、利用料金の一部を助成します。（利用前に認定申請が必要、所得制限あり）

自立支援教育訓練給付金



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 342）】

ひとり親家庭の母または父が、就業に必要な資格（医療事務、介護職員初任者研修など）や技能を習得するために、講座を受講したり、養成校に通学したり場合に、経費の一部を支給します。（要事前相談）

高等職業訓練促進給付金



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 342）】

ひとり親家庭の母または父が、看護師（准看護師）、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、美容師、社会福祉士、調理師、製菓衛生師等の資格取得を目的とする養成校で6月以上修業する場合に、修業期間の全期間（上限4年）について促進給付金（所得により、非課税世帯は月額100,000円または課税世帯は70,500円。なお、最終学年は40,000円を加算）を支給します。（要事前相談、所得制限あり）

埼玉県ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付



【問合せ先：埼玉県社会福祉協議会
福祉人材センター（TEL048-824-3370）】

「高等職業訓練促進給付金」を活用して養成機関に在学し、就職に有利な資格取得を目指すひとり親家庭の親に対し、入学準備金・就職準備金を貸し付けることで修学を支援します。

高等学校卒業程度認定試験合格支援給付金



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 342）】

ひとり親家庭の母または父及びその子どもを対象に、学び直しを支援します。高等学校卒業程度認定試験の合格を目指すための講座の受講費用の一部を支給します。（要事前相談）

埼玉県ひとり親就業支援のご相談

【問合せ先：西部福祉事務所 就業支援専門員（Tel049-283-6780）】

仕事の探し方、職業適性診断、履歴書作成や面接の仕方、ハローワークの利用方法などの就業活動について、就業支援専門員が相談に応じます。（面談は富士見市役所でできます）

富士見市ふるさとハローワーク

【問合せ先：富士見市ふるさとハローワーク（Tel049-253-8581）】

鶴瀬駅周辺地区整備事務所内で、専任相談員が職業相談、紹介などを行い、仕事探しをサポートします。求人情報を閲覧することもできます。



ひとり親家庭等応援講座・ハロートレーニング（職業訓練）

【問合せ先：ハローワーク川越（Tel049-242-0197）】

現在のスキル・知識では就職に不安のある方に対し、受講料無料（テキスト代など別途）の職業訓練で、必要な知識・技能等を身につけて、早期就職を実現するためのものです。ひとり親家庭の方が優先的に受講できる講座や託児サービスのある講座もあります。（受講申し込みには事前相談が必要です）



ハローワーク川越 マザーズコーナー

【問合せ先：ハローワーク川越（Tel049-242-0197）】

マザーズコーナーは、子育てを続けながら働きやすい就労情報を提供し、仕事と家庭の両立を目指している方の就労活動と就労をサポートしています。（担当者制（要予約）で、お子様連れでも相談できます）

内職あっせん

【問合せ先：産業経済課（Tel049-257-6827）】

内職相談員が内職仕事のあっせんや苦情等について相談を行っています。

相談日は毎週水・金曜日 午前10時～正午 午後1時～午後3時

（予約は必要ありません）



埼玉県母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付



【問合せ先：子育て支援課（TEL内 497）
埼玉県西部福祉事務所（TEL049-283-6780）】

ひとり親家庭の経済的自立や扶養している子どもの福祉増進のために、必要な資金を貸付けします。貸付には審査があり、ご家庭の経済状況、返済計画、必要経費等を面談により聞き取りいたします。（貸付種類：就学支度・修学・修業・就職支度・技能習得・医療介護・生活・転宅・住宅・事業開始・事業継続・結婚）
※申込みから審査結果まで1か月半程度かかるため、お早めにご相談ください。

生活保護



【問合せ先：福祉政策課（TEL内 328）】

生活保護は、病気や失業あるいは一家の働き手を失うなど、さまざまな事情で生活に困っている方々に対して、国が最低限度の生活を保障して、自立できるよう援助する制度です。

生活サポートセンター☆ふじみ



【問合せ先：生活サポートセンター☆ふじみ（TEL049-265-6200）】

生活や仕事などでお困りの方に対して専門のスタッフが話を聞き、一人ひとりの状況に応じて相談や自立に向けた就労などの支援をします。

埼玉県西部母子・父子福祉センター

【問合せ先：埼玉県母子・父子福祉センター（TEL049-283-7991）】

ひとり親家庭の様々な相談に専門の相談員が応じるとともに、問題解決に必要な援助などを提供します。

子どものための養育費相談



【問合せ先：子ども未来応援センター（TEL049-252-3774）】

離婚を考えている方や離婚した方を対象に、養育費・親子交流、お子様のケア等について相談を受け付けています。（要予約）

養育費に関する公正証書等作成促進補助金



【問合せ先：子ども未来応援センター（TEL049-252-3774）】

ひとり親家庭の経済的安定に向けて、養育費の取り決め内容の債務名義化の促進と継続した履行確保のために、ひとり親が公正証書等の作成費用を負担した場合に補助を行っています（対象経費は養育費に関連する費用に限ります）。

福祉資金貸付・生活福祉資金貸付等



【問合せ先：生活サポートセンター☆ふじみ（TEL049-265-6200）】

・福祉資金貸付

低所得世帯の方で臨時的出費、一時的な収入の欠如のために生活が不安定になった場合、つなぎ資金として必要最低限の貸付けを行います。

・生活福祉資金貸付

低所得世帯や障がい者世帯、高齢者世帯に対し、一時的な生活費や教育費等の資金の貸付けを行います。資金ごとに条件があり、申請後、埼玉県社会福祉協議会で審査が行われます。

住居確保給付金



【問合せ先：生活サポートセンター☆ふじみ（TEL049-265-6200）】

・家賃補助

離職・廃業から2年以内の方、個人の責任や都合によらない理由での減収により、住居を失うおそれがある方、または失った方を対象に、各市区町村が定める家賃相当額(生活保護制度の住宅扶助額)を原則3ヶ月間、最大9ヶ月間(延長2回まで)支給するものです。

・転居費用の補助

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用の一部を補助するものです。

※どちらも申請や受給には要件がありますので、まずはお電話でお問い合わせください。

公営住宅（市営・県営住宅）



【問合せ先：建築指導課（TEL049-252-7127）】

埼玉県住宅供給公社住まい相談プラザ（TEL048-658-3017）】

住宅に困窮している方のための住宅です。定期的に入居募集等を行っています。（市営住宅：年1回補欠入居者の募集を実施、県営住宅：年4回入居者の募集を実施）

日本司法支援センター（法テラス）

【問合せ先：法テラス・サポートダイヤル（TEL03-6745-5600）】

法テラスは、国によって設立された法的トラブル解決のための総合案内所です。相談者からの問合せに応じて、法制度に関する情報と、相談機関に関する情報を無料で提供します。

若者のための学び直し相談（まなびサポート）



【問合せ先：子ども未来応援センター（TEL049-252-3774）】

経済的理由や友人関係、勉強についていけないなど、様々な理由で高校進学を断念した方や高校を中退した方、中退を考えている方などの悩みを相談できる窓口を開設しています。（要予約）

おしゃべり☆ぷれいす



【問合せ先：子ども未来応援センター（TEL049-252-3774）】

シングルマザーという同じ立場同士で、子どものことや気になっていることを話す交流会です。シングルマザーの方だけでなく、現在離婚を考えている方も参加できます。（要予約・保育あり）

女性相談・DV相談



【問合せ先：人権・市民相談課（TEL内 271・272）】

女性が抱える様々な悩みについて、心理カウンセラーによる女性相談（要予約）やNPO法人のスタッフによるDV相談を受け付けています。

弁護士相談・司法書士相談



【問合せ先：人権・市民相談課（TEL内 271・272）】

相続や離婚などの弁護士相談（要予約）や、裁判書類等の書類作成に関する司法書士相談（要予約）を受け付けています。

外国籍市民生活相談



【問合せ先：人権・市民相談課（TEL内 271・272）】

ふじみの国際交流センター ファイセック [FICEC]（TEL049-269-6450）

毎週木曜日の午後 1 時～4 時は、市役所で相談を受け付けています。（要予約）

毎週金曜日の午前 10 時～午後 1 時は、ふじみの国際交流センターで相談を受け付けています。（上記以外の時間の相談はお問い合わせください。）

衣類バンク

【問合せ先：埼玉県社会福祉法人社会貢献活動推進協議会事務局

社会福祉法人埼玉県社会福祉協議会 生活支援課（TEL048-822-1249）
子どもの衣類を必要としている世帯へ衣類を届ける事業を行っています。

*****子どものこと*****

子ども未来応援センター



【問合せ先：子ども未来応援センター

(Tel049-252-3773/Tel049-252-3774)】

「子どもの総合相談窓口」として、社会福祉士や保健師が妊娠期から子育て期の家庭や、子どもたちへの切れ目のない相談・支援を行っています。どこに相談したらいいのかわからないときなども、ご相談ください。また、子どもの貧困解消に向けた取り組みの一環として、子ども・若者の居場所（子ども食堂・学習支援等）支援事業も実施しています。

保育所等保育施設



【問合せ先：保育課（Tel内 332）】

保育所等保育施設は、就学前の児童を、保護者が仕事や病気などの理由で日中保育できない場合、保護者に代わって保育する施設です。3歳児未満の利用者負担金（保育料）は、保護者の市民税の課税額により決まります。なお、多子世帯やひとり親世帯等は保育料が軽減される場合があります。

一時預かり等



【問合せ先：保育課（Tel内 332）】

リフレッシュなどで保育を必要とする場合（一時保育）や、日曜・祝日などの休日に保護者が就労のために保育を必要とする場合（休日保育）に利用できます。利用に当たっては、利用する保育所・園ごとに申請・面談が必要になります。

病児・病後児保育事業



【問合せ先：保育課（Tel内 332）】

保護者が就労等により保育ができない状況下で、病气中や病気の回復期にある集団保育の困難な児童を、保育所や病院に併設された専用の部屋で一時的に預かる制度です。（利用に当たっては、事前登録が必要）

《病児保育実施施設》

病児保育室すこやか（Tel049-265-5833）※おぎそハートクリニック隣り

亀久保ひまわり保育園（Tel049-264-5502）

ふじみのかぴら保育園 病児保育室『ポニー』（Tel049-256-9091）

えと病児保育室（Tel049-293-8654）

《病後児保育実施施設》

針ヶ谷保育園（Tel049-275-0077）

放課後児童クラブ



【問合せ先：保育課（Tel内 203）】

保護者が就労等により昼間家庭で保育ができない小学校1年生から6年生までの児童に対し、放課後や夏休みなどの学校休業日に安心して過ごせる生活の場を提供し、健全育成を図るとともに、保護者の就労と子育ての両立を支援するための施設です。なお、ひとり親世帯や兄弟で利用する場合等は保護者負担金が軽減される場合があります。

子育て支援センター



【問合せ先：子育て支援センター（Tel049-251-3005）】

子育て支援センター「ぴっぴ」や市内の各子育て支援センターでは、パパ・ママの子育てを応援するさまざまな事業を実施しています。お子さんの健やかな成長を見守るだけでなく、お子さんやママ達の友達づくり、情報交換など、参加者同士の交流も盛んです。また、育児相談も行っています。

富士見市ファミリー・サポート・センター



【問合せ先：富士見市ファミリー・サポート・センター
（Tel049-251-3337）】

子育ての手助けをしたい人（提供会員）と、手助けをしてほしい人（依頼会員）が会員になって、地域で子育てを助け合っていくシステムです。ちょっとした用事や残業が入った時に、提供会員がお子さんを放課後児童クラブ、保育所や幼稚園等へ迎えに行ったり、お子さんを預かったりします。（利用に当たっては、事前登録が必要）

緊急サポートセンター埼玉



【問合せ先：緊急サポートセンター埼玉（Tel048-297-2903）】

お子さんの病気や急用等でお子さんを預けたい場合に利用できます。当日利用も可能ですが、いざという時に利用できるよう事前の登録をお勧めします。

児童館



【問合せ先：関沢児童館（Tel049-251-9786）
諏訪児童館（Tel049-255-6671）
ふじみ野児童館（Tel049-257-6996）】

子どもの遊びの拠点施設です。市内には、3つの児童館があります。

*****その他*****

母子手帳アプリ「富士見すくすくナビ」

【問合せ先：子ども未来応援センター（Tel049-252-3774）】

妊娠から出産、子育てまでをフルサポートする母子手帳アプリです。富士見市からの子育て情報やイベント情報をお届けします。お子さんの予防接種管理や乳幼児健診などのスケジュール管理もできます。

アプリストアから「母子手帳アプリ母子モ」をダウンロードし、住所設定を富士見市にしてお使いください。アプリのタイトルが「富士見すくすくナビ」に変わります。



Android 用
(Google Play へ遷移)



iOS 用
(App Store へ遷移)

パパ・ママ応援ショップ（子育て家庭への優待制度）



【問合せ先：埼玉県こども政策課（Tel048-830-3343）】

18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあるお子様又は妊娠中の方がいる家庭が、協賛店で「パパ・ママ応援ショップ優待カード」を提示すると割引などのサービスが受けられる優待制度です。優待カードは子育て支援課窓口等で配布、またはスマートフォンで埼玉県LINE公式アカウントから表示できます。

子そだてシングルの応援サイト「I I Y O」



ひとり親家庭のための情報サイトです。仕事やお金のこと、離婚の手続き、子育ての悩みなど、誰もが抱える悩みや疑問にお答えします。「子そだてイーヨ」でサイトを検索してください。

富士見市LINE公式アカウント



【問合せ先：秘書広報課（Tel049-256-9535）】

富士見市からのお知らせや、週末のイベント情報などを発信します。ぜひLINE（ライン）アプリから「友だち登録」をしてください。（LINEの利用には、LINEアプリのダウンロードや登録が必要です）

☆MEMO☆

*****ご相談は*****

相談・問合せ先	電話番号	内容
子どもの総合相談	子ども未来応援センター 子ども相談・支援グループ TEL049-252-3773 母子保健グループ 子ども未来応援(計画推進)グループ TEL049-252-3774	子どもに関する相談全般、子どものための養育費相談、若者のための学び直し相談、妊娠に関すること、乳幼児の育児、発育発達、食事のことなど
ひとり親家庭のこと	子育て支援課(市役所) (TEL内 340・342)	児童扶養手当、ひとり親家庭等医療費助成など
子育てのこと (電話相談)	子育て支援センター TEL049-251-3005 ※第一～第六保育所でも育児相談を受けています。	食事、しつけ、遊びなど子育て全般のこと、心配ごと
子どもの送迎や預かりのこと	富士見市ファミリー・サポート・センター TEL049-251-3337 緊急サポートセンター埼玉 TEL048-297-2903	子どもの送迎や預かりなどの利用・会員登録など
児童発達のこと	障がい福祉課(市役所) 相談支援係 TEL049-252-7106	児童の発達についての心配ごとなど
教育のこと	教育相談室 TEL049-257-5310	児童、生徒及び保護者、教師等を対象とする教育上の心配ごとなど
市民相談等の受付	人権・市民相談課(市役所) (TEL内 271・272)	法律やDV、女性相談などの相談予約、受付など
埼玉県西部福祉事務所	TEL049-283-6780	福祉資金貸付制度や就業支援に関すること
(公財)埼玉県ひとり親福祉連合会	TEL048-822-1951	ひとり親家庭の就労に向けた支援(看護学校受験対策講座、パソコン教室等の開催など)、無料法律相談など
養育費・親子交流相談支援センター	TEL0120-965-419 (フリーダイヤル) TEL03-3980-4108	養育費や親子交流についての相談

富士見市役所 〒354-8511 富士見市大字鶴馬 1800-1

TEL(市役所代表番号) 049-251-2711

令和7年8月作成